

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

「自己評価基準」は下記4項目で評価する。
 ◎達成できた ○概ね達成できた
 △達成はやや不十分 ×達成できなかった

【資料第2号】介護保険課

・介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

令和6年度（年度末実績）						自己評価結果等の共有・公表等						
区分	テーマ (キーワード)	現状と課題	第9期における 具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価 結果	自己評価 内容	課題と対応策	自己評価 結果等の 共有	自己評価 結果等の 公表	都への要望
自立支援・介護予防・重度化防止	介護予防・健康づくり	○高齢者が自発的に介護予防の取組を行うためには、介護予防に関する知識の普及啓発による動機づけ及び身近な地域における取組の場が必要である。	○高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発	○認知症に関する講演会の実施回数：年4回 ○介護予防普及啓発事業の実施 参加者数(人) (R6) (R7) (R8) 3,140 3,140 3,140	○年度末における認知症講演会・研修会の開催実績を基に評価する。 ○介護予防普及啓発事業の参加者数	○認知症に関する正しい知識や理解を促進する講演会の開催数：年4回 ○介護予防普及啓発事業の参加者数：3,617人	◎	○介護経験者による講話の他、在宅医療や音楽療法等、認知症に関する関心を高め、日頃の生活や介護に役立つ実践的なテーマを選定して実施した。一部の圏域では、民間企業と連携し、共催により実施した。 ○介護予防講演会や介護予防展は昨年より参加者が多く、介護予防に取り組む機会の提供と啓発を行うことができた。	○認知症を「自分事」として身近に感じられるよう、内容や実施方法に工夫を凝らしながら、普及啓発に係る機会を提供する。 ○65歳を迎える方へ介護予防普及啓発事業のチラシを発送し、参加者数の増加につなげる。	○	○	なし
	通いの場への支援	○地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組を住民主体の通いの場で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場に参加する取組を推進する必要がある。	○住民主体の通いの場の拡充	○区内での通いの場の開設 開催団体数(団体) (R6) (R7) (R8) 34 36 38	○通いの場運営支援団体数	○区内での通いの場の開設団体数：38団体	◎	○新規登録が4団体あった。4団体とも長年活動していた団体で、通いの場へ登録したことで活動の維持・継続を行うことができた。 ○これまで各地区ごとに高齢者支援に関わる関係者と「かよい～の代表者連絡会」を開催していたが、R6年度はもっと幅広く町会・自治会やボランティアなど日ごろから地域の見守り活動をしている方々も交えた形で全域的に開催。通いの場の活動の周知と、見守り活動への関心を高め、連携を強化することができた。	○毎年「かよい～の」の参加者アンケートを実施し、参加者の状況等を把握している。団体支援等に有効に活用していく。 ○担い手・参加者の高齢化や活動場所の確保などさまざまな課題に対して団体に寄り添った支援を行うとともに、活動の維持・継続のために地域や関係機関とも連携を図る。	○	○	なし

						令和6年度（年度末実績）				自己評価結果等の共有・公表等		
区分	テーマ (キーワード)	現状と課題	第9期における 具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価 結果	自己評価 内容	課題と対応策	自己評価 結果等の 共有	自己評価 結果等の 公表	都への要望
	通いの場への支援	○身体障害や関節痛があっても継続的に参加することのできる運動法の指導、定期的な体力測定や効果測定等について実施し、要介護状態になっても参加し続けることのできる通いの場を地域に展開する必要がある。	○リハビリテーション専門職種との連携	○住民運営の通いの場へのリハビリ専門職の派遣数：2箇所	○年度末における、指標に対する実績（リハビリ専門職派遣数）の観点で評価する。	○住民運営の通いの場へのリハビリ専門職の派遣数：3箇所	◎	○新たな活動団体への派遣を開始し、実績としては計11回の派遣を行うことができた。	○住民主体の介護予防活動の推進に資する事業として、リハビリ専門職の活用等の積極的な周知に努め、引き続き派遣先の増を図る。 ○リハビリ専門職を効率的・効果的に派遣するため、活動団体ごとに達成目標を定め、その内容に沿った支援を実施している。	○	○	なし
自立支援・介護予防・重度化防止	介護予防・健康づくり	○口に関する些細な衰えが軽視され、心身機能の低下につながらないよう、歯科衛生士による口腔ケアの指導や口周辺の筋肉を鍛える体操等を行うとともに、管理栄養士による低栄養等の栄養改善に関する講義等を実施し、要介護状態になることを予防する必要がある。	○口腔機能向上や低栄養防止に係る指導	○口腔機能向上教室の実施：年6回 ○転倒予防・口腔機能向上教室参加者数：年130人	○口腔機能向上教室の実施回数 ○転倒予防・口腔機能向上教室の参加者数	○口腔機能向上教室の実施：年10回 ○転倒予防・口腔機能向上教室参加者数：126名（実数）	○	○1年間の転倒予防・口腔機能向上教室において年2回歯科衛生士による口腔機能や口腔周辺の筋肉を鍛える体操等の指導を行い、年1回管理栄養士による低栄養等についての講義を実施（文京区内7会場）	○リピーターの参加者が多く、口腔機能向上の講義や低栄養の講義を以前に聞いた経験があることから講義を欠席する傾向がある。そのため、講義形式にグループワークを取り入れ、参加者自身がより生活に取り入れやすいよう改善を行う。	○	○	なし
	高齢者の社会参加・就労支援	○元気高齢者が社会参加や社会的役割を持って活動するに当たり、必要な知識やスキルを身につける機会が求められている。	○元気高齢者が区内介護施設で簡易な作業補助を行うに当たっての基本的な知識を習得できる「介護施設就業体験セミナー」の実施	○介護施設就業体験セミナーの実施：年2回	○開催回数を年度末に把握するとともに、受講者アンケート等を確認して次年度以降の改善につなげる。	○介護施設就業体験セミナーの実施：年2回	◎	○数値目標を達成した。 ○受講者の多くが文京区シルバー人材センターの会員となり、受講後に「介護施設お助け隊」として介護施設における就労につながっており、高齢者自身の生きがいづくりと、介護施設側の負担軽減が一定程度実現できている。	○目標は達成しているが、セミナー修了生による「介護施設お助け隊事業」に対する介護施設からの派遣要求は増加しているため、引き続きセミナーの修了生を増やすことが喫緊の課題である。 ○申込みの心理的ハードルを下げるため、申込方法の簡略化を図るとともに、引き続き様々な広報媒体にて事業周知を行う。	○	○	なし

令和6年度（年度末実績）						自己評価結果等の共有・公表等						
区分	テーマ (キーワード)	現状と課題	第9期における 具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価 結果	自己評価 内容	課題と対応策	自己評価 結果等の 共有	自己評価 結果等の 公表	都への要望
給付適正化	要介護認定の適正化	<p>○区は保険者として、調査項目の判断基準の解説や特記事項の記載に係る留意点等の確認を目的とした認定調査員研修を開催し、全国一律の基準に基づいた公正かつ的確な調査の実施と認定調査票の記載内容の充実を図る必要がある。</p>	<p>○現任研修を実施。</p> <p>○委託先認定調査票を含め、全件内容確認を実施。</p>	<p>○認定調査項目のばらつきのある項目について、業務分析データを一部活用。</p> <p>○現任研修を計3回実施。委託先調査員の原則全員受講を必須要件とする。</p> <p>○委託先調査員の理解度の向上に努め、認定調査票の記載内容の充実を図る。</p>	<p>○現任研修後に参加者へのアンケート実施</p> <p>○研修後に認定調査票の内容確認時に成果が出ているか確認。</p> <p>○業務分析データを3月・9月に確認</p> <p>○認定調査票の内容確認を全件実施。</p> <p>○研修実施後アンケートを実施し、理解度を把握。</p>	<p>○現任研修を3回に分けて実施</p> <p>○3回ともZOOM研修を採用</p>	◎	<p>○現任研修には全員参加した。</p> <p>○参加者アンケートでは、各調査項目の考え方のポイントや特記事項に記載すべき内容が分かりやすいと好評であった。</p> <p>○調査票の内容確認は、継続して全件実施している。</p>	<p>課題)</p> <p>○要介護更新認定における有効期間の上限が令和3年4月から48か月になった影響もあり、更新申請の認定調査数の増加が見込まれている。それに伴い、認定調査票の内容確認業務も増加するため、区調査と委託調査の質の維持に向けて、職員や委託先調査員の確保が必要である。</p> <p>〈対応策〉</p> <p>○認定調査数増と内容確認業務の質と量の確保に向けて、職員体制や質の良い委託先調査先の確保の検討。</p> <p>○介護予防・日常生活支援総合事業利用者の基本チェックリストへの移行。</p>	○	○	認定調査数が増加する傾向にある中で、委託調査員の確保が厳しくなっている。委託先が確保できない認定調査を区で実施するため、遅延が発生してしまう状況にある。民間会社が設立した事務受託法人は単価が高く、数千件規模の委託には見合わない。自区でも自区の認定調査員に対し、認定調査を支援するシステムの導入により効率化を図っていると同時に、委託先調査員の養成に注力している。認定調査経費の高騰に対し補助を希望する。
	要介護認定の適正化	<p>○介護認定審査会における適正な審査判定を行うためには、主治医意見書及び、認定調査票の精度を高める必要がある。</p> <p>○12に分かれる部会において、審査内容の差が出ないような平準化が必要である。</p>	<p>○主治医意見書についての地区医師会での「研修会」における周知</p> <p>○審査会連絡会における「平準化」に向けた研修的要素を入れた企画の実施</p>	<p>○地区医師会「主治医研修会」への出席</p> <p>○審査会連絡会：「認定の適正化・平準化」をテーマとした企画を盛り込む。</p>	-	<p>○地区医師会「主治医研修会」に出席した。</p> <p>○審査会連絡会を12月に開催し、委員33名の参加があった（うち、リモート参加での8名）。</p>	◎	<p>○2医師会が開催した主治医研修会にて、文京区の介護保険の状況や主治医意見書作成に当たっての注意点等を周知を図った。</p> <p>○連絡会では、障害者サービスからの移行ケースについて、制度の理解及び現状の説明を行った。</p>	<p>○部会による審査判定のばらつき等が見られたため、適正化・平準化について引き続き周知等を図っていく。</p> <p>○東京都の認定審査会委員現任研修を全委員へ案内し、24名が受講した。</p>	○	○	なし

						令和6年度（年度末実績）				自己評価結果等の共有・公表等		
区分	テーマ (キーワード)	現状と課題	第9期における 具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価 結果	自己評価 内容	課題と対応策	自己評価 結果等の 共有	自己評価 結果等の 公表	都への要望
給付適正化	介護人材の確保・育成	○高齢者に対する適切な介護や支援を継続的に行って行くために、介護支援専門員等の資質向上が必要である。介護サービス事業者の多くが介護人材不足を感じているのが現状である。	○文京区介護サービス事業者連絡協議会に居宅介護支援事業者部会の設置及び研修会・事例検討会の実施	○介護支援専門員等の資質・実務能力の向上	○研修後に参加者へのアンケート実施	○居宅介護支援事業者部会を8回実施	○	○オンラインで実施し、受講者の移動時間をなくし、多忙の中でも参加できるよう工夫した。また、研修を委託したことにより、多様な研修、ニーズの多い研修を開催することができた。令和6年度は287事業所、410人の参加があった。	○介護職員のニーズを考慮した研修テーマでの開催が課題である。研修テーマは、介護の現場で働く職員の活動を支援するものとし、研修参加者アンケートを参考にし、社会情勢の変化に対応した内容、開催方法など柔軟に対応していく。次年度も委託とし、他自治体で評価の高かった講義も取り込んでいく。また、次年度は区内大学やおむつ開発会社からの研修も予定しており、内容によっては対面での実施も検討し、より効果の高い研修を開催する。	○	○	なし
	ケアプラン点検	○居宅介護支援事業者が、利用者の状態に応じた、より質の高いケアプランの作成ができるような支援を行うことが必要である。	○事業者に対し、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等の視点で点検を行い、ケアマネジャーの質の向上を図る。	○区・地域の主任ケアマネジャー・事業者の三者で点検を実施。 ○給付実績等の帳票を活用して点検を実施。	-	ケアプラン点検：11回 全体会：1回 (年12回)	◎	○事前点検を活用し、当日は時間短縮に配慮した事業者への点検を実施することができた。 ○国保連の介護給付適正化関連システムにより出力された帳票を活用して対象事業所を選定し、より効果的な点検を実施することができた。	○適切な助言指導を行える講師（主任ケアマネジャー）確保が困難であり課題である。	○	○	なし
	住宅改修・福祉用具	○区は保険者として、介護保険サービスが本来の趣旨に沿って給付され、利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進する必要がある。	○福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査	○利用者宅へ訪問調査を行うことで、利用者の状態像に合った適正な利用につなげる。	-	利用者宅の訪問調査：住宅改修専門相談員2人	◎	○書面による審査において、利用者の状態像から見て必要性が正しく判断されているか、計画どおりに工事等が行われているかを確認している。また、任意抽出した利用者宅を訪問調査することにより、適正に利用されているかを確認する。個別のケースについて適切な利用を案内できた。	○社会状況の影響を受けるところがあり、申請件数を推測することが難しい面がある。そんな中でも回数にとらわれずに訪問を実施することで、適正利用に結び付けることができると考えている。	○	○	なし

						令和6年度（年度末実績）				自己評価結果等の共有・公表等		
区分	テーマ (キーワード)	現状と課題	第9期における 具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価 結果	自己評価 内容	課題と対応策	自己評価 結果等の 共有	自己評価 結果等の 公表	都への要望
給付 適正化	指導監督	○全ての高齢者に対し、適切な介護サービスが提供されるよう、事業者に対し、法制度等の正しい理解を促すことが必要である。	○事業者に対し、法制度の正しい理解を促し適切な介護サービスを確保するための集団指導及び運営指導又は監査を実施。	○苦情・通報、事故報告の多い事業所、前回指導から一定期間が経過した事業所、新規開設1年以内の居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所等を優先に、年間計画に基づいて実施。	-	運営指導：38件 集団指導：1回	◎	○年間計画による運営指導と並行して、通報対応、虐待調査等の緊急対応を行い、運営指導及び集団指導（オンラインを含む）を通じては、法令遵守事項や令和6年度介護報酬改定事項に関する助言指導を実施することができた。	○事業所数の増加や緊急性に伴う指導事案の増加により、運営指導体制の構築が課題である。	○	○	なし
	介護サービス事業者支援	○高齢者が住み慣れた地域で有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者が必要とするサービスを介護事業者が適切に提供していくことが大切である。 ○利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進する必要がある。	○苦情・通報情報の活用	○区民や介護サービス事業者等から寄せられる相談や苦情及び通報情報のうち、不適切なサービスが提供されていると考えられる場合には、事業者への事実確認、関係部署への情報提供、連携体制の構築などを通じて、介護サービス事業者への助言、指導を実施する。	-	○介護保険相談窓口設置：専門相談員3人	○	○利用者・事業者等から苦情があった場合は、迅速に被通報事業所等への聞き取り、事実確認を行い、対応について助言した。また、事業者指導担当、高齢者相談担当及び高齢者あんしん相談センター等と情報を共有し、必要な場合は事業者から報告書の提出を受け、必要な助言・指導を実施した。併せてカスタマーハラスメント対策や困難事例への対応等の研修を実施した。令和6年度は、計1,295件の相談・苦情に対応した。	○苦情対応について、利用者への的確な対応ができていない小規模事業者が多いという課題がある。そのため、苦情内容及び対応について、介護サービス事業者連絡協議会等を通じて事業者に事例を示し、情報共有をすることで、苦情を未然に防ぐための丁寧な説明や注意すべき点について周知を行う。次年度も研修を開催し、他自治体で評価の高かった講義も取り込んでいく。また、委託事業所と課題を共有し、効果の高い研修を開催する。	○	○	なし
	縦覧点検・医療情報との突合	○区は保険者として、介護保険サービスが本来の趣旨に沿って給付され、利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進する必要がある。	○縦覧点検・医療情報との突合	縦覧点検・医療情報との突合することで、適正な報酬請求を促す。	-	○国保連に委託して実施した。	◎	○実施することで不適切な請求の点検ができたり、医療と介護の重複請求が排除できた。	○保険者確認分や各帳票を活用した突合ができておらず、適正化事務体制の構築が課題である。	○	○	なし